1. 計画策定の背景

近年の急速な少子・高齢化は、生産年齢人口の減少という「構造変化」を伴い、経済活動にも大きな影響を与えることが憂慮されています。また、核家族化、地域コミュニティ意識の希薄化、経済状況の低迷等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中で、子育て家庭の孤立による育児不安の増大、保護者の就労形態の多様化による保育ニーズの多様化等に留意した子育て支援が求められています。一方で、児童虐待や少年犯罪等の子どもの安全に関わる社会問題も顕在化しています。インターネットの普及等による有害環境の変化もふまえながら、子どもの安全を確保するとともに、子どもが自分の身を守ることができるような教育も必要となっています。

このような背景を受けて、国では、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代育成支援対策を推進してきました。しかし、少子化の流れは依然として変わらないことから、平成 18 年に少子化社会対策会議で決定された「新しい少子化対策について」をふまえ、少子化対策が抜本的に拡充、強化されました。また、平成 19 年には「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を二本の柱とする新たな対策の必要性が指摘されました。

本市においても、平成 17年3月、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「箕面市新子どもプラン(次世代育成支援対策行動計画)」を策定し、「子どもが明るくのびのび育つまちづくり」、「子どもが輝くまちづくり」、「大人と子どもの協働によるまちづくり」、「安心して子育てができるまちづくり」の4点を基本理念に掲げ、総合的な「子ども施策」の積極的な展開を図ってきました。本市では、出生率は全国や大阪府と比べて低いものの、近年増加しており、将来推計においても 18歳未満の人口は今後 5 年間、増加すると見込まれています。こうした中で、保育所の待機児童が増加しており、また家庭と地域の結びつきが弱まっています。このような課題をふまえ、「箕面市新子どもプラン(次世代育成支援対策行動計画)」を見直し、後期計画として、「箕面市新子どもプラン〔次世代育成支援対策行動計画(後期計画)〕」を策定することとしました。

自然豊かで良好な住環境を有するこの"箕面"が、これから先も「元気で活気あるまち」であり続けるには、「子育てしやすさ日本一」のまちにするという目標を掲げて、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、若者や子育て世代を引きつける魅力あるまちづくりを進めていくことが重要となります。したがって、子どもを安心して生み育てるための支援策や子育てと生活・仕事が両立できる育児環境の整備、子どもたちの就学環境の整備、豊富な青少年活動の推進、子どもの安全安心の確保等、これまでの取り組みを発展継承しつつ、家庭教育の重要性を再認識し、新たな課題に対応し得る実効性と独自性のある施策を本計画に定め、展開していきます。

2. 計画の位置づけ

平成 15年7月に次世代育成支援対策推進法が公布され、市町村に同法第8条に基づく行動計画 の策定が義務づけられました。行動計画の趣旨及び対象施策の範囲は「箕面市子どもプラン」と重 なるものであったため、本市においては、「箕面市子どもプラン」に情勢の変化に対応した内容を 修正・追加し、平成 17年3月に「箕面市新子どもプラン」を策定し、「箕面市次世代育成支援対 策行動計画」の前期計画として位置づけました。

本計画は、「箕面市次世代育成支援対策行動計画」の後期計画として、前期計画を引き継いで策 定するものです。また、「第四次箕面市総合計画(みのおプラン 2010)」の基本構想で示された 基本目標の下、子どもを取り巻く社会の動向や課題を整理し、子どもが幸福に暮らせるまちづくり をめざし、総合的な子育て支援策の方向性と具体的な施策を点検しながら策定したものであり、次 期の「箕面市総合計画」への位置づけも行います。

このほか、本計画は、下記の関連条例及び計画等との整合を図りながら策定するものです。

・箕面市まちづくり理念条例

・健康みのお21

・箕面市市民参加条例

- ・第2次箕面市障害者市民の長期計画(みのお 'N' プラン)
- ・箕面市非営利公益市民活動促進条例 ・第4期箕面市男女協働参画推進計画

・箕面市人権宣言

- ・箕面市国際化推進計画
- ・箕面市青少年健全育成都市宣言
- ・箕面市スポーツ振興指針・振興計画
- ・箕面市人権施策基本方針
- ・箕面市子ども読書活動推進計画
- ・箕面市人権教育基本方針
- ・箕面市就労支援基本計画
- · 箕面市人権保育基本方針

3. 計画対象

本計画が対象とする子どもは、児童福祉法第4条、大阪府青少年健全育成条例第3条並びに箕面 市子ども条例第2条に基づき、18歳未満の者とします。

4. 計画期間

次世代育成支援対策計画(前期計画)については、次世代育成支援対策法に定められた平成 17 年度から平成21年度までを計画期間としていました。次世代育成支援対策計画(後期計画)につ いては、平成22年度を初年度とし、平成26年度までの5年間を計画期間とします。

H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	
第四次箕面市総合計画											次期箕面市総合計画									
箕面	面市子	どもプ [:]	ラン																	
		〇次世	世代育	人 成支援	対策推	進進法	(H15.7	公布)												
				箕面市新子どもブ						プラン										
		ŀ	\Rightarrow	次世代育成支援対策行動計画 次世代 前期計画(5年計画) 後					代育成支援対策行動計画 发期計画(5年計画)											